

議事録（要旨）

会議の名称		平成30年度第1回羽曳野市障害者施策推進審議会
開催日時		平成30年8月2日（木）午後1時45分～午後3時30分
会 場		市役所別館3階会議室
出席状況	出席	今井委員、畑委員、淵岡委員、明石委員、池谷委員、調子委員、麻野委員、塩野委員、真銅委員、石本委員、石橋委員、奥村委員、谷口委員、佐野委員、水谷委員、小倉委員、森本委員、丸橋オブザーバー 以上18名（委員17名）
	欠席	國分委員、比奈本委員、北山委員 以上 3名
会議次第		1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 委員・事務局等の紹介 4. 審議会の位置づけと役割について ＜審議＞ 5. 会長・副会長の選出 6. 第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績について 7. 羽曳野市における障害者虐待の状況について 8. 災害時要援護者支援台帳情報の個人情報共有についての同意確認について 9. その他
資料一覧		・第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績【事前資料1－1】 ・障害福祉サービス実績総括表【事前資料1－2】 ・羽曳野市における障害者虐待の状況（平成29年度）【事前資料2】 ・羽曳野市障害者施策推進審議会委員名簿（平成30年7月25日）【当日資料1】 ・災害時要援護者支援台帳情報の個人情報共有についての同意確認について【当日資料2】 ・羽曳野市障害者施策推進審議会関係規定【参考資料】 ・配席図
事務局		保健福祉部障害福祉課
会議経過		
【開会】 1. 委嘱状交付 今年度より委員の新任期となるため、北川市長より各委員に委嘱状の交付が行われる。		

2. 市長挨拶

<北川市長>

皆様におかれましては、本日、委嘱状をお受けいただきましてありがとうございます。どうか今後とも本審議会をよろしくお願いいたします。

本日、平成30年度の第1回羽曳野市の障害者施策推進審議会の開催をお願いしましたところ、公私何かとご多忙中にもかかわらず、こうしてご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日もまた随分暑い一日になっております。まだ風が少しありますが、なければ熱中症などで体の調子を崩される方が多いのではないかという思いをしております。

6月の大阪北部での地震、そしてまた7月に入ってから西日本での集中豪雨ということで、各地で大変大きな被害がございました。

私どもの職員につきましても他の自治体と同じように大阪の北部地震につきましては現地の方へ赴きまして、7月にその作業が終了したという報告を聞いております。

また、西日本豪雨につきましても柏原、羽曳野、藤井寺で構成をしております消防組合から現地に15名体制で行方不明者を中心に捜索にあたりました。現在、目途がついたということで撤収をさせていただいたところです。

私もこうした市民のみなさまの安全あるいはまた、それぞれの被害にあわれているところに、しっかりと羽曳野市としてお手伝い出来ることをさせていただくという思いで、活動させていただいております。

また、羽曳野市長として毎年参加をいたしております広島の平和記念式典には、今年も出席をさせていただき、可能であれば、被災地や被災された自治体に訪問させていただき、今私たちにあって羽曳野市にとって何が出来るか、ということをお聞かせいただこうと考えております。この報告につきましては、広報でみなさんにお知らせを申し上げたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日は、こうして第1回目の当市の障害者施策の推進をする審議会ということで、みなさまにはこの審議会だけではなく、他の事業につきましてもいろいろとご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。みなさんのご協力をしっかりと活かす形で行政を進めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

結びになりましたが、本日の審議会の進行については、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

(市長は他の公務のため退席する。)

3. 委員・事務局等の紹介

委員新任期による第1回の審議会のため、委員の紹介を行い、一言ずつ挨拶をいただくとともに審議会成立の報告を行う。

4. 審議会の位置づけと役割について

審議を開始するにあたり、新任期ということを踏まえて、事務局から【参考資料】「羽曳野市障害

者施策推進審議会関係規定」を基に審議会に関する条例等の規定による審議会の位置付けおよび役割等について説明を行う。

<審議>

5. 会長・副会長の選出

羽曳野市障害者施策推進審議会条例に基づき、会長および副会長の選出を行う。

会長には畑委員が、副会長には淵岡委員がそれぞれ選出される。

会長、副会長席へ移動後、就任の挨拶が行われる。

(会長、副会長就任挨拶)

<畑会長>

ご選出いただきました四天王寺大学の畑でございます。障害者施策の審議会というのは、先ほど説明があったように施策に対して意見を聞くという形で、ある意味、決定権があるということではないのですが、その意見がどう政策に反映されていくかという意味では、非常に重要な場だと認識しております。

今、障害をお持ちの方の高齢化も進んでいます。それから、今年さまざまな災害がございましたが、災害やこの猛暑の中で生きづらさを抱えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思います。そういう方の生活を支えるという意味でも非常に重要なのが政策であり、それに対して現場で実際に支援されているみなさま、その関わりの中でいろいろ関わられているみなさまの意見が非常に重要なものになってくると思います。是非ともみなさんからいろいろなご意見をいただいて、この審議会が意義あるものになっていくよう、少しでもご協力出来たらというふうに思っております。

本当に今は支援を必要としている方に本当に必要なサービスが届いているかどうか、もっと言えば、今、地域共生社会ということが言われており、本当に障害をお持ちの方が地域のまちの一員として、また、まちの方々も障害の有無に関わらず受け入れてまちが成り立っているかという、まだまだ課題が大きいかと思います。そのあたりのことも含めて、これから地域の方々とも手をつなぎながら、一步一步進めていかなければいけないと思っております。

これからも是非ともみなさんと一緒にこの審議会を意義あるものとして積み上げていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<淵岡副会長>

ご選出いただきました淵岡です。今期初めてということもありますが、私自身も勉強させていただきながら、実りある審議会になるよう、会長を補佐出来るように努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6. 第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績について

会長が議長となり、議事が開始される。

<畑会長>

それでは、次第に従いまして、次第6「第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績について」報告をお願いします。

事務局から、【事前資料1－1】「第4期羽曳野市障害福祉計画における成果目標・見込量と実績」および【事前資料1－2】「障害福祉サービス実績総括表」について報告を行う。

<畑会長>

実績に基づきまして、その数値の変更の理由分析等も丁寧に説明いただいたと思います。今の報告につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、挙手のうえ、お名前を言っていただき、ご発言をお願いします。

<丸橋オブザーバー>

富田林こども家庭センターの丸橋です。資料2ページの施設入所者の地域生活への移行促進というところの年齢超過児というのは、児童施設にかかる年齢超過ということでしょうか。そして、その非年齢超過児という表記は、この69人の方たちは児童の児ということでもいいのでしょうか。

<事務局>

すみません。非年齢超過児という表記で誤解を感じられたと思うのですが、いわゆる通常の障害者入所施設の入所者という意味です。

<丸橋オブザーバー>

成人の方ということですね。児童ということでは、こんなにいらっしゃらないと思いましたので、ありがとうございます。

<畑会長>

ひとつよろしいでしょうか。最初の2ページのところですけれども施設入所者の方が平成29年度で5名が地域に移行されたということですが、地域移行支援が行われて、その後、地域定着支援はどんな状況になっているのか、もし、分かれば教えていただきたいと思います。

<事務局>

具体的に移行された方が、地域移行支援や定着支援を受けておられるかどうかのチェックをすれば分かります。ですが、本日は申し訳ありませんが持ち合わせておりませんのでよろしく願います。

<畑会長>

ありがとうございます。

ご報告を聞いていて、すごく丁寧に分析して説明いただいているので分かりやすいのですが、少し気になるのは、地域移行支援や就労移行、一般就労に移行した後に障害者の方が地域に出たその後のフォローアップですね。先ほど子どもさんの計画でもモニタリングがまだ不十分だという課題を提示されましたが、そういう意味では、単に数字を基にした説明だけではなかなかこちらとしても数字だけでいいのかと思ってしまいます。地域移行後の生活は定着しているのか、あるいは就労移行後はその方が仕事を継続できるスキルができているのか、そのサポート体制はどうなっているのかという点につきましても今後は報告していただければと思います。

<事務局>

毎年、大阪府からの調査がありまして、先ほど申し上げた地域移行支援の具体的な移行先等についても調査がありますので、そこは確認をさせていただきます。

ただし、それ以降どういう状態なのか、確かにグループホームや介護保険の施設等もあります。

そうした方の後追的な形では、市として十分にはできていないというのが実態です。そういうことについても、強化をしていくべきだというご指摘については、その通りだと思いますので、今後、支援の体制強化等も含めて進めていければと思いますのでよろしくお願いします。

<畑会長>

ありがとうございます。そのほかにございますか。

<石本委員>

支援センターはるの石本です。

ひとつが短期入所のところで、今の支給決定の利用者で1ヶ月以上ショートステイ（ロングショート）を利用している人が、羽曳野市ではどの程度いるのかということをお聞きしたいのが一点です。というのも、4月から制度が変わってショートステイの支給決定が30日しか受けられなくなったのですね。

重度の自閉・行動障害のある人や重度の知的でてんかん発作がある人で、ご家族が介護に限界がきてショートステイになった場合、職員が疲弊するために1ヶ所の事業所だけでは受け入れが難しく、1週間のうちに3日から4日ぐらいで他の事業所という形で、2から3ヶ所ぐらいの事業所で回さないことには受け入れできないという実態があるのです。

そういうことでは、以前、月40日のショートステイでの支給決定を行ってもらって、3ヶ所ぐらいの事業所を回ってもらい、なんとか生活をつないできたということもありました。ですから、現在、羽曳野市でのロングショートの実態はどうなっているのかということが一点です。

もう一点が、発達障害の件です。昨日、たまたま羽曳野市の広報を見ていたら、発達障害の支

援がどうなっているのかという質問があって、最終的に羽曳野市は4年間何もしていないというようなことが書かれてありました。しかし、去年、羽曳野市の自立支援推進会議でも発達障害のネットワークの形成についての研修会や、自立支援推進会議の全体会でも発達障害についての理解と羽曳野市内の発達障害のライフステージに応じたネットワークということで、ライフステージに応じてどんな事業所があるのか、どんな支援があるのかということに関係機関が集まって話し合ってきた経過があります。

また、アクト大阪という大阪府では発達障害について指導的役割があるところの研修で、羽曳野市の職員さんが、羽曳野市の発達障害についての事例を発表してくれている経過もありました。

市の職員さんは、僕らと一緒にやってきてくれているのに、議会の答弁では何もやっていませんというような形で議会だよりに載ったことは、すごく残念で、何故そういうふうな答弁になったのか。

ここで聞いていいかどうか分からないのですが、実態としては、市の職員さんと一緒に地域ネットワーク作りや発達障害のある人たちのネットワーク作りを去年から行ってきた経過もありますので、答弁の経緯を教えてくださいたいと思います。

<事務局>

数字としてロングショートを使われている方の人数把握は、今はできておりませんが、おっしゃられた趣旨はよく理解をしております。ただし、過去は、先ほども石本委員がおっしゃったように短期入所施設をはしごするような場合につきましては、それぞれ入所・退所が同日になれば違う系列の事業所、隣接ではないということであれば、それぞれが報酬を算定できるという仕組みで、そういう点でいうと何ヶ所も入れ替わるということであれば、その月の日数を超えた報酬を払わなければならないということになります。

この間、大阪府の指導もあり、大阪府を通じて国に対しても質問等をさせていただきましたが、やはり、月あたりで支給決定できる日数は当該月の日数までという回答になっております。

ですから、市が独自にその当該月の日数を超えて支給決定を行うということは、基本的には、できないというのが制度上の枠になっております。では、実際そういうことが必要な方はどうするのかということというと、どちらが算定を行うのかを事業所が話し合って調整をするというのが、大阪府を通じた国の見解ということになっております。

<渡邊こども未来室長>

こども未来室の渡邊です。

発達障害児の関係で議会の質問がありましたのが、ペアレントメンター等の事業に関してということで、分かりやすくいえば発達障害児の親に対する支援の事業等になりますが、国の方でも大阪府の方でもメニューは用意されているが、羽曳野市の場合はどうなっているのかという質問です。

議会答弁した内容としては「全然できていません」という内容にはなっていないのですが、質

問された議員からは過去にもご質問があった関係で、進捗度合いが少し遅いということで、そういった広報への記載になっています。

しかし、実際に答弁させてもらった内容としましては、先ほど申し上げましたペアレントメンター等の事業について、インストラクターの養成などに市の保健師等を研修への派遣も含めて一定進めていますし、今、委員からご紹介のありました自立支援推進会議の方でペアレントメンター事業の委託を受けている事業所をお呼びして、そういった形で取り組みを進めているということも議会の答弁の中では申し上げております。ただ、まだ事業としては十分でないという形では認識しております。こうした事業は、こども課以外にも障害福祉課それと保健センターですね。そういったいろんな課に跨ります。個々の発達障害に関する事業についてもいろんな課で跨ってそれぞれの課で実施している事業もあります。議会での答弁では、今後とも、責任体制をしっかりと決めて事業がしっかりと進めていけるように検討していきたいという内容の答弁もしておりますので、よろしくお願いします。

<畑会長>

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、今後の施策の推進におきましてもやはりそういういろいろな課題にもしっかり対応できるような形で進めていただくようお願いしたいと思います。

では、次の次第の方へ移らせていただきます。

7. 羽曳野市における障害者虐待の状況について

<畑会長>

それでは、次第7の「羽曳野市における障害者虐待の状況について」ご報告をお願いします。

事務局から、【事前資料2】「羽曳野市における障害者虐待の状況（平成29年度）」に基づき報告を行う。

<畑会長>

ありがとうございました。

今の「羽曳野市における障害者虐待の状況について」の報告につきましてなにかご意見ご質問等がございますか。いかがでしょうか。

<森本委員>

2ページ目の虐待の種類で心理的虐待というのは、どのようなことなのでしょう。

<事務局>

主に言われるのが、ご本人様に対して暴言という形ですね。人格否定の言葉かけや侮辱的な言

葉かけを行ったりするというのが、心理的虐待に当たってきます。

<森本委員>

受け止め方によって、どこまで心理的虐待なのか。言う人は軽い気持ちで言うのだけでも受け取る方にしたら、それがズシンとこたえるところが今まであったので、暴言とか嫌がらせみたいなね。例えば私が言われたのは、聞こえるようにグズいとかこの人嫌いとかのろいとかね。そういうふうなことを聞こえるように言うわけです。他の者もいるのですけども、やっぱり自分に言われているように取りますのでね。分かりました。

<畑会長>

よろしいでしょうか。そのほかなかございますでしょうか。

では、一点ご質問したいのですが、施設における施設従事者による虐待ということで認定されたものもありますが、全てに聞き取りをされたということで、そこにどういう内容があったのかということよろしければ教えていただけますでしょうか。

<事務局>

ここに認定された1件につきましては、本人の嫌がる音を耳元で聞かせていたという事実に基づき虐待認定をさせていただいております。

それ以外のものにつきましては、不適切支援という形です。施設の中で客観的に見て、虐待の事実があるというところが、やはり難しい部分もあります。はっきりとした虐待者からの報告、こちらからの確認をした上で、認定というのは1件です。それ以外につきましては、グレーと言われる部分で、虐待認定までには至っていないが、どこかで不適切支援があったかも知れないという状況として判断をさせていただいたところになります。

<畑会長>

ありがとうございます。

今、いろいろマスコミでも問題になっていますが、従事者が少なくて十分なケアができないということで、先ほどご家族による虐待は、いろいろなストレスで起こりやすいため、サポートが重要だと言われましたが、施設においても従事者が非常に不足しているという状況の中で障害をお持ちの方、いろんな形で行動障害をお持ちの方に向き合うときに、つい、そういうことが起きてしまうということは、結構多いように聞いています。そういう意味では、それぞれの施設だけでは十分に対応しきれない部分もあると思いますので、是非とも従事者の養成研修といいますか、そのような部分についても検討していただければと感じているところです。

8. 災害時要援護者支援台帳情報の個人情報共有についての同意確認について

<畑会長>

それでは、次の次第「災害時要援護者支援台帳情報の個人情報共有についての同意確認について」の説明をお願いします。

福祉総務課担当者から、【当日資料2】「災害時要援護者支援台帳情報の個人情報共有についての同意確認について」に基づき報告を行う。

<畑会長>

ありがとうございます。

ただ今の障害者の災害時の要援護者支援台帳の件につきまして、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

<今井委員>

大変ご苦労様です。

同意書の文面を見たのですが、警察関係は一切入ってないようですがどうなのですか。

<福祉総務課>

情報提供先に警察は入ってないので、提供の方はしていません。

<今井委員>

それはなぜ。

<福祉総務課>

理由につきましては、今ここではっきりしたお答えができないのですが、もともと制度の設計段階から、警察に情報提供することは想定していないという状況になっております。その理由につきましては、確認をさせていただきたいと思っております。

<畑会長>

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

先ほど地域防災計画とお話されましたけれども、やはり日頃からの関係作りが非常に重要なのですが、逆に地域でどれだけ受け入れられる体制があるのか。いつも災害が起こるたびに思うのは、確かに名簿は必要なのですが名簿だけをもらったとしても、では、地域が動けますかということの方が私は大切な気がするのです。地域への体制作りという部分とは、どのような形になっているのでしょうか。

<福祉総務課>

おっしゃられるとおり、台帳を渡すだけでは支援体制は構築されないということでございます。

しかし、台帳を地域に渡すことにより、例えば、ある校区では障害者の特性のことを理解しようということで地域住民から勉強会をして欲しいという声があがったり、当事者の方をお招きして、お声を聞くというような取り組みが、災害時要援護者支援台帳をきっかけに地域福祉の推進ということで進んできている部分もございます。

地域福祉担当としましては、台帳の配付だけではなく、それを活かした形で地域が障害者の方と共生できるような地域作りを目指して進めていきたいと考えているところでございます。

<畑会長>

ありがとうございました。

非常に重要なところだと思いますので、しっかりサポートしていただきたいと思います。

9. その他

<畑会長>

それでは、その他といたしまして委員のみなさまからのご意見と本日審議されました課題につきまして、どのようなことでも構いません。もし、ございましたらご発言の方をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれで終了ということになります。

本日は、平成29年度の報告というのが中心になりましたが、そこで出てきた課題等は沢山あるかと思います。単に数字を追うだけではなく、次回の第5期の進捗状況に併せてその課題に対してひとつずつ丁寧に確認していくことで、そのことが施策に反映されるものだと思っておりますので、みなさまもご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。

保健福祉部長から閉会の挨拶を行う。

<津守保健福祉部長>

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

行政といたしましても、その人らしく自立して暮らせる共生のまち、この実現を目指しまして、施策の展開について努力していきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、公私ともにお忙しい中、平成30年度第1回の本審議会を開催していただきました。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。